

内部公益通報に関連する情報提供について

岐阜県警察では、内部公益通報に関連する情報提供を受け付けています。

○ 「内部公益通報」とは、岐阜県警察の職員、岐阜県警察の取引先の労働者又は役員、これらに該当する者であったものその他の岐阜県警察の法令遵守を確保する上で必要と認められる方が、岐阜県警察（岐阜県警察の事業に従事する場合における職員その他の者を含みます。）についての法令違反行為及び岐阜県警察の職員についての岐阜県警察職員服務規程に違反する行為（それぞれの行為の疑いのある事実を含みます。）を岐阜県警察に通報することをいいます。

○ ご連絡先

《 郵便 》

〒500-8501

岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県警察本部警務部監察課

《 電話 》

058-271-2424

午前8時30分～午後5時15分

※ 岐阜県警察本部の開庁日に限ります。

《 外部窓口 》

平松法律事務所 平松 卓也 弁護士

058-245-3288

午前9時00分～午後5時00分

※ 事務所の営業日に限ります。

○ 内部公益通報の運用実績

| | 窓口寄せられた通報件数 | 通報の受理件数 | 調査に着手した件数 | 是正措置等を講じた件数 |
|-------|-------------|---------|-----------|-------------|
| 令和6年度 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 令和7年度 | 1 | 1 | 1 | 1 |